（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
（略）	（略）
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二五
（略）	（略）
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇

（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三〇
（略）	（略）
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条第一項、第百三十七条の二及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。